

令和2年第5回坂町議会定例会

会 議 録 (第1号)

1. 招 集 年 月 日 令和2年6月4日(木)

2. 招 集 の 場 所 坂町議会議場

3. 開 会 (開 議) 令和2年6月4日(木)

~~~~~○~~~~~

4. 出席議員(12名)

|               |                   |
|---------------|-------------------|
| 1番 尾 崎 光 君    | 2番 安 竹 正 君        |
| 3番 光 岡 美 里 君  | 4番 主 枝 幸 子 君      |
| 5番 奥 村 富士雄 君  | 6番 柚 木 喬 君        |
| 7番 出 下 孝 君    | 8番 瀧 野 純 敏 君      |
| 9番 大 田 直 樹 君  | 10番 中 雅 洋 君       |
| 11番 中 川 ゆかり 君 | 12番 川 本 英 輔 君(議長) |

~~~~~○~~~~~

5. 欠席議員

なし

~~~~~○~~~~~

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|             |             |
|-------------|-------------|
| 町 長         | 吉 田 隆 行 君   |
| 副 町 長       | 財 満 芳 洋 君   |
| 教 育 長       | 太 田 耕 樹 君   |
| 技 監         | 荒 木 勲 君     |
| 総 務 部 長     | 中 村 政 愛 君   |
| 民 生 部 長     | 大 畠 英 司 君   |
| 教 育 次 長     | 新 谷 裕 美 子 君 |
| 総 務 課 長     | 藤 本 大 一 郎 君 |
| 企 画 財 政 課 長 | 車 地 孝 幸 君   |
| 税 務 住 民 課 長 | 松 谷 展 裕 君   |
| 民 生 課 長     | 宮 本 隆 一 君   |

|            |           |
|------------|-----------|
| 保険健康課長     | 増 木 梨 江 君 |
| 環境防災課長     | 窪 野 稔 君   |
| 産業建設課長     | 本 家 正 博 君 |
| 都市計画課長     | 西 谷 伸 治 君 |
| 学校教育課長     | 藤 原 文 代 君 |
| 生涯学習課長     | 福 嶋 浩 二 君 |
| 会計管理者兼出納室長 | 吉 原 修 君   |

~~~~~○~~~~~

7. 本議会に職務のため出席した者の職氏名

|        |           |
|--------|-----------|
| 議会事務局長 | 西 谷 信 樹 君 |
| 主 事    | 秦 正 憲 君   |

~~~~~○~~~~~

8. 議 事 日 程

「諸般の報告」

「議 会」

- (1) 災害復旧・復興対策調査特別委員会報告
- (2) 地方創生推進特別委員会報告
- (3) 監査委員報告

「行 政」

- (1) 町長報告

議 事

- |       |         |                             |
|-------|---------|-----------------------------|
| 日程第 1 |         | 「会議録署名議員の指名」                |
| 日程第 2 |         | 「会期の決定」                     |
| 日程第 3 | 報告第 1 号 | 「令和元年度坂町一般会計繰越明許費繰越計算書について」 |
| 日程第 4 | 報告第 2 号 | 「令和元年度坂町一般会計事故繰越し繰越計算書について」 |

|       |        |                                         |
|-------|--------|-----------------------------------------|
| 日程第5  | 報告第3号  | 「令和元年度坂町土地開発公社の経営状況及び令和2年度事業計画等の報告について」 |
| 日程第6  | 議案第38号 | 「町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正について」        |
| 日程第7  | 議案第39号 | 「坂町税条例の一部改正について」                        |
| 日程第8  | 議案第40号 | 「坂町国民健康保険税条例の一部改正について」                  |
| 日程第9  | 議案第41号 | 「坂町介護保険条例の一部改正について」                     |
| 日程第10 | 議案第42号 | 「特別職の職員で常勤のものの給料の額の特例に関する条例の一部改正について」   |
| 日程第11 | 議案第43号 | 「令和2年度坂町一般会計補正予算（第3号）」                  |
| 日程第12 | 発議第1号  | 「議会議員の報酬の特例に関する条例の制定について」               |
| 日程第13 |        | 「一般質問」                                  |
| 日程第14 | 発議第2号  | 「国による妊産婦医療費助成制度創設を求める意見書について」           |

~~~~~〇~~~~~

## 9. 議 事 の 内 容

(開会 午前10時00分)

○議会事務局長（西谷信樹君） 皆様、御起立をお願いいたします。

互礼

(一同「おはようございます」)

○議会事務局長（西谷信樹君） 御着席ください。

○議長（川本英輔議員） 皆さん、改めまして、おはようございます。令和2年度第5回坂町議会定例会開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議員の皆さんにおかれましては、何かとお忙しい中、御参集いただき、誠にありがとうございます。

また、新型コロナウイルス感染においては、様々なことに大きな影響が出始めているところでございますが、国また都道府県の対応等を鑑みて、やはり一番苦慮しておるのは市町であろうかと思っております。そういった状況の中で、まだまだこれからいろいろなことが起きてくると思っておりますが、議員の皆様、また、町民の皆様が一体となった感

染予防にしっかりと認識を高めていくことが必要であろうかと思えます。これからも  
しっかり町民の意見を聞きながら、また対処していただきたいと、このように考えて  
おります。よろしく願いをいたします。

ただいまの出席議員は12名です。

会議成立のための定足数に達しておりますので、これより令和2年第5回坂町議会  
定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

お諮りします。

議事事件説明のため、説明員の出席を求めたいと思えます。

御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 異議なし、と認めます。

よって、直ちに出席を求めます。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時02分)

(再開 午前10時03分)

○議長(川本英輔議員) 休憩前に引き続き、会議を再開します。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) 町長から特に発言を求められておりますので、発言を許しま  
す。

吉田町長。

○町長(吉田隆行君) 皆さん、おはようございます。令和2年第5回坂町議会定例会  
が開会するに当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

皆様方におかれましては、御多忙の中を御出席をいただきまして、厚くお礼を申し  
上げます。

このたびの定例会では、6件の案件につきまして御審議をお願いを致すものでござ  
います。案件の内容につきましては、後ほど御説明をさせていただきたいと存じます。  
何とぞよろしく御審議をくださりまして、御承認を賜りますようお願いを申し上げま

して、御挨拶とさせていただきます。

よろしくお願いたします。

○議長（川本英輔議員） 議事に先立ち、諸般の報告を行います。

初めに、議会から報告を行います。

報告1 災害復旧・復興対策調査特別委員会報告及び地方創生推進特別委員会報告  
を行います。

中川副委員長。

○11番（中川ゆかり議員） 災害復旧・復興対策調査特別委員会報告をいたします。

令和2年4月17日に災害復旧・復興対策調査特別委員会を実施いたしました。町側から説明員の出席を求め、総頭川1号線道路災害復旧工事等について説明を受け、質疑等を行いました。

また、5月15日には各地区に分かれ、災害復旧箇所の進捗状況の確認や河川の復旧状況など、梅雨時期を迎えるに当たり、危険箇所の調査、確認を行い、午後には町側から説明員の出席を求め、要望等を行いました。

次に、地方創生推進特別委員会報告を行います。

令和2年5月1日、坂町まち・ひと・しごと創生総合戦略での空家利活用事業等による定住促進施策の状況について、町側から説明員の出席を求め、説明を受け、質疑等を行いました。

以上で、災害復旧・復興対策調査特別委員会及び地方創生推進特別委員会の報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 報告2 監査委員報告。

奥村監査委員。

○5番（奥村富士雄議員） 監査委員報告をさせていただきます。

監査は、坂町代表監査委員である野村哲朗氏及び私、奥村富士雄の2人で実施いたしました。

地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査を令和2年3月分を3月23日、令和2年4月分を4月20日、令和2年5月分を5月20日にそれぞれ実施いたしました。

検査の結果につきましては、お手元に配付しております資料のとおり、現金の出納は適正であると認めます。

なお、4月から監査基準に基づいての報告でありまして、少し様式が変わっております。

以上で、監査委員報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 次に、行政から報告を行います。

報告1 町長報告。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） それでは、諸般の報告をいたします。

去る4月13日に広島県知事と県内市長、町長による新型コロナウイルス感染拡大防止に関するウェブ会議が開催され、私が出席をいたしました。

会議では、県内の新型コロナウイルス感染症発生状況及び感染拡大防止に向けた各段階での対応等の説明の後、知事からは県民、事業者、企業への要請について説明がありました。

続いて、県教育次長から学校への要請について説明がされ、質疑応答では、市町から活発な意見が出されました。

また、5月4日にも同様のウェブ会議が開催され、私が出席をいたしました。

広島市長から新型コロナ対策に奮闘されている医療関係者、福祉関係者の皆様に感謝の気持ちを伝えるため、毎週金曜日正午から一斉に拍手を送るフライデーオベーションの取組について提案がなされ、全会一致で賛同され、当町におきましても、5月8日から全庁で取り組んでいるところでございます。

会議では、新型コロナウイルス感染症発生状況の説明の後、感染拡大防止に関する広島県の対応の説明がされ、質疑応答がなされました。

これで諸般の報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 以上で、諸般の報告を終わります。

これより、議事に入ります。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員には、坂町議会会議規則第125条の規定により、議長において、7番出下 孝議員、8番瀧野純敏議員、9番大田直樹議員を指名いたします。

日程第2「会期の決定」を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月9日までの6日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 異議なし、と認めます。

したがって、会期は本日から6月9日までの6日間に決定をいたしました。

日程第3 報告第1号「令和元年度坂町一般会計繰越明許費繰越計算書について」を議題にします。

本件について、報告を求めます。

吉田町長。

○町長(吉田隆行君) 報告第1号「令和元年度坂町一般会計繰越明許費繰越計算書について」御説明を申し上げます。

このたびの繰越明許費繰越計算書は、令和元年度坂町一般会計補正予算(第5号)で議決をいただきました子育て世帯引越支援事業20万円ほか16件をそれぞれ翌年度に繰越明許いたしましたことにつきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告を致すものでございます。

よろしく願いをいたします。

○議長(川本英輔議員) これから、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

柚木議員。

○6番(柚木 喬議員) 一覧表をいただけてますけども、上から3行目、プレミアム付き商品券給付事業、これが800万円の予算で約40%を繰り越すということになっとるんですが、この内容について伺います。

○議長(川本英輔議員) 宮本民生課長。

○民生課長(宮本隆一君) お答えします。

この40%の繰越額については、プレミアム商品券の使用期限が3月末日だった関係で、事務費の部分の繰越しでございます。

○議長(川本英輔議員) 柚木議員。

○6番(柚木 喬議員) この件につきまして、たしか申請書の受付期限が3月末とかいうふうなことがあるんですが、ある町では期限を延長してるんですが、その辺の見解はいかがでしょうか。

○議長(川本英輔議員) 宮本課長。

○民生課長（宮本隆一君） お答えします。

期限については、3月31日までの使用期限といたしましたのは、全国ほぼ全ての市町村がそちらのほうでやったということで、坂町もそれに併せて3月31日ということでやらせていただきました。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） ちょっと最後に今の件でございますけども、これは2点ありますね、配分先が。子育て世帯と、それから非課税世帯なんですけど、子育てのほうはほぼ消化がされていると思うんですが、住民税の非課税の世帯、これが何かいろいろと煩わしいみたいなことがニュースとしてあるんですが、この分の周知はどうなってますか。

○議長（川本英輔議員） 宮本課長。

○民生課長（宮本隆一君） お答えします。

周知については、全対象世帯のほうに町のほうから直接送付して周知をしています。そのほか町広報、あるいはホームページのほうで広報いたしました。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） これをもって、質疑を終結し、報告を終わります。

日程第4 報告第2号「令和元年度坂町一般会計事故繰越し繰越計算書について」を議題にします。

本件について、報告を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 報告第2号「令和元年度坂町一般会計事故繰越し繰越計算書について」御説明を申し上げます。

このたびの事故繰越し繰越計算書は、避けがたい事故のために、令和元年度内に支出を終わらなかった急傾斜地崩壊対策事業9,607万2千円ほか2件をそれぞれ翌年度に事故繰越いたしましたことにつきまして、地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告を致すものでございます。

よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これから、質疑に入ります。



質疑はありませんか。

中議員。

○10番（中 雅洋議員） ちょっと事故繰越、決算書を見るとあるんですが、あまり出たことなかったんですが、避けがたいという状況みたいで、説明欄に少し書いてあるんですが、この辺をもう一遍、ちょっと担当のほうから説明いただければと思います。こんなことだろうとは思いますが、お願いします。

○議長（川本英輔議員） 本家産業建設課長。

○産業建設課長（本家正博君） お答えいたします。

このたびの事故繰越につきましては、工事の入札、契約につきましては、30年度の予算を令和元年度の11月に行ったものでございますが、一番上の急傾斜事業をちょっと例に挙げて申し上げさせていただきます。ところが、実際、現場に入るに当たりましては、各広島県内、あるいは中国地方様々なところで、このたび、西日本豪雨災害で被災のほうでございました結果、受注したのものにもかかわらず、現場代理人、あるいは資格を持たれている方の、いわゆる技術者の方がなかなかつかまらなかったり、もしくは、下請業者につきましてもそのような状況で、なかなか下請との契約も進まなかったということもありまして、やむを得ずに30年度の予算を繰越ししていたものを、もう1年、さらに延ばさせていただいたということでございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

瀧野議員。

○8番（瀧野純敏議員） 先ほどの答弁からしてみても、繰越明許があまりにも多い。それからこれに対する努力がちょっと足らんのではないかという気がするんですが、その辺を聞かせてください。

○議長（川本英輔議員） 本家産業建設課長。

○産業建設課長（本家正博君） お答えいたします。

繰越事業が、確かに議員のおっしゃるように、制度があるとはいえ、多いというのは事実でございます。この辺りは災害復旧事業も含めて、今、繰越し分の事業について進めているところであり、今年度、間もなく、例えば出水期を迎えますけども、そういったところでも、切りのよいところ、梅雨を迎えても大丈夫なところまでの進捗を急ぐなど、進捗管理のほうを徹底して、今年度内には今回の事故繰越も含め、今、

繰り越しております事業についても完成するように努めてまいりたいと思います。

なお、このたびの繰越分の事業につきましても、翌年度に持ち越す、いわゆるまた事故繰が出ないようにしっかり進捗管理のほうに努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） これをもって質疑を終結し、報告を終わります。

日程第5 報告第3号「令和元年度坂町土地開発公社の経営状況及び令和2年度事業計画等の報告について」を議題にします。

本件について、報告を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 報告第3号「令和元年度坂町土地開発公社の経営状況及び令和2年度事業計画の報告について」御説明を申し上げます。

この報告は、公有地の拡大の推進に関する法律第18条第3項の規定により、坂町土地開発公社より、令和元年度坂町土地開発公社の経営状況、令和2年度事業計画の提出を受けましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告を致すものでございます。

内容につきましては、西谷都市計画課長兼坂町土地開発公社事務局長に説明をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 西谷都市計画課長。

○都市計画課長（西谷伸治君） それでは、令和元年度坂町土地開発公社の経営状況及び令和2年度事業計画の報告につきまして、お手元の資料により御説明させていただきます。

資料の1ページをお開きください。

1ページは令和元年度の事業報告でございます。

1の総括事項につきまして、令和元年度の事業内容は、1の総括事項で（1）の用地取得事業につきまして、坂西一丁目地内の町道大曲2号線道路拡幅事業用地といたしまして、2筆333.89平方メートルを2,632万1,074円で取得しております。

（2）用地売却事業は、坂西一丁目地内におきまして、町道大曲2号線道路拡幅事

業といたしまして、3筆299.15平方メートルを2,345万1,550円で売却しております。

2の経営収支の概要につきましては、収益的収入は2,346万3,050円、収益的支出は2,650万7,244円で、当期はマイナス304万4,194円の収益となります。

3の庶務事項につきましては、理事会等の開催状況は監査が1回、理事会が2回でございます。

2ページをお願いいたします。

2ページは、令和元年度損益計算書でございます。

1の事業収益、2の事業原価につきましては、双方2,345万1,550円で、事業総利益はゼロ円となっております。

3の販売費及び一般管理費につきましては18万6,170円で、事業総利益から差し引いた事業利益はマイナス18万6,170円となります。

4の事業外収益につきましては、預金の受取利息1万1,500円でございます。

経常利益は事業利益を事業外収益を加えましたマイナス17万4,670円になり、当期純利益は経常利益を同額となります。

次に、3ページをお願いいたします。

3ページは、令和元年度貸借対照表でございます。

まず、これについて御説明させていただく前に、5ページの財産目録について御説明させていただきます。

5ページをお願いいたします。

普通預金につきましては、2金融機関で合わせて3,018万9,199円、定期預金は2金融機関で合わせて1,500万円でございます。公有用地は、現在、土地開発公社が保有する土地でございますが、刈津土井公園建設用地、宮崎地内用地、県道代替用地及び町道代替用地の合計で5,112万4,682円でございます。

完成土地等は森山北漁業基地の未契約分の土地でございます、2,963万2,372円でございます。

借入金はゼロとなっております。

それでは、3ページに戻っていただきまして、令和元年度貸借対照表につきまして御説明いたします。

まず、資産の部につきましては、先ほど御説明いたしました普通預金、定期預金、公有用地、完成土地等の資産合計が1億2,094万6,253円になります。

次に、負債の部で、1の流動負債につきましては、(1)預り金の84万4,400円は、森山北漁業基地未契約分の契約印紙代及び登録免許税でございます。

(2)前受金の2,963万2,372円は、森山北漁業基地の未契約分の前受金で、流動負債合計は3,047万6,772円となります。

2の固定負債につきましては、借入金はございませんので、負債合計は3,047万6,772円となります。

次に、資本の部で、1の資本金500万円につきましては、当会社の資本金であり、資産の部の固定資産に相当するものでございます。

2の準備金につきましては、前期繰越準備金に当期純利益を加えた準備金合計は9,046万9,481円でございます。

資本合計は9,546万9,481円で、負債資本合計は1億2,594万6,253円となり、資産合計と一致しております。

次に、4ページをお願いいたします。

4ページの令和元年度未処分利益計算書につきまして御説明いたします。

1の当期末処分利益剰余金は前期繰越準備金、当期純利益の合計9,046万9,481円になります。この金額につきましては、翌年度、運用を図っていくための準備金でございます。

次に、6ページをお願いいたします。

6ページ、このキャッシュフロー計算書につきましては、現金の増減を活動別に示したもので、主要な取引ごとの流れを把握しやすくした財務諸表の一つでございます。

令和元年度坂町土地開発公社の経営状況の内容につきましては以上でございますが、当公社は借入金もなく、4ページで御説明させていただいたように、9千万円を超える準備金があるなど、良好な状態であるものと考えております。

次に、8ページをお願いいたします。

令和2年度坂町土地開発公社事業計画につきまして御説明させていただきます。

(1)用地取得事業は、県道推進事業といたしまして5,318万6千円を計上しております。

事業概要といたしましては、県道の移転代替地として坂町の依頼により先行取得す

るものでございます。

(2) 用地売却事業は、代替地売却事業といたしまして2,585万2千円を計上しております。

以上で、令和元年度坂町土地開発公社の経営状況並びに令和2年度事業計画の報告につきましての御説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（川本英輔議員） これから、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

出下議員。

○7番（出下 孝議員） 8ページの令和2年度の土地開発公社の事業計画についてお尋ねします。

まず、用地取得事業を1筆ほど、県道推進事業1筆計上されておるんですが、今回の災害で区画整理とか町道の整備とか県道の整備、そういうようなことで、公有地の取得というのはないのかどうかいうのをお聞きしたいです。

○議長（川本英輔議員） 本家課長。

○産業建設課長（本家正博君） お答えいたします。

このたびの30年7月豪雨に絡めての取得でございますが、現時点では土地開発公社の事業のほうではなく、通常の事業予算のほうでそちらのほうは考えているところでございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

中議員。

○10番（中 雅洋議員） ちょっとさっき町のほうから依頼があったと、この事業に関して。ちょっと思うのは、理事会あたりがそれを承認するんか、どういうふうに戻りよるんかなと思うんですよ。要は町が主導でやらんと、多分、こういった情報というのは出てこんな気もするし、開発公社そのものの動き方、どういうものを取得して、どういうところを売却する。理事会で恐らく決めるような話じゃないような気がするんじゃけど、その辺の回し方、ここのお金が動くんですから、理事会いうたら一般の人も入っとるんよね。その辺で町のほうの権限というんか、町長がここへ入っとるんかな、理事長として。その辺の回し方いうんかね、その辺をちょっと説明をお聞きします。

○議長（川本英輔議員） 西谷都市計画課長。

○都市計画課長（西谷伸治君） お答えいたします。

まず、理事長につきましては、坂町の技監兼建設部長が理事長となっており、他の方につきましては、町内の民間の方でございます。

また、事業につきましては、先ほど産業建設課長が申しましたように、災害等の当面のめどがついたような事業につきましては、当該年度で予算要求して、議会にお諮りして、予算をつけてもらって、事業を進行しておるところでございますが、こちらの現在の土地開発公社につきましては、成り立ちといたしまして、土地の価格がどんどん上がっていくときに、その都度、議会を開いてもらって、土地の買収とするとなると、また土地が上がって、それだけデメリットが生じるというところで、先行取得しやすいように、土地開発公社ができたというふうに認識しております。

現在、県道坂小屋浦線を整備するに当たって、数年のスパンで事業を行うに当たって、当該年度の一般会計等の予算に遅れが生じないように先行取得し、その都度、町において買い取ってもらって、事業を進めていくというふうな形で、スムーズに県道坂小屋浦線の事業を展開するために、土地開発公社をお願いしているところでございます。

今後につきましては、またそういった長期間のスパンの事業がありましたら、土地開発公社のほうで、理事会のほうで協議していただいて、そういった予算組みのほうをさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） 今、言われたことなんですが、例えば今回の補正で坂東環状線とかなんかは一般会計で一般予算で上がっているんですが、この辺との絡みはどのような形なんでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 本家産業建設課長。

○産業建設課長（本家正博君） お答えいたします。

坂東環状線等につきましては、現在、進行させております事業でございます。こういった中で、国の交付金事業のほうを活用して、予算のほうもいただけるということで、そのあたりは予算化して、事業のほうは進めている状況でございます。

先ほど、西谷課長も申しましたように、土地開発公社で行うメインのものは、地価の上昇に伴いまして、先にいわゆる先行取得を目的としておりますので、そこらあたりは少し違いがあるということをお理解いただけたらというふうに思います。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） ないようですので、これをもって質疑を終結し、報告を終わります。

日程第6 議案第38号「町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正について」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第38号「町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正」について御説明を申し上げます。

この改正は、地方自治法施行令の改正により、賠償の限度額算定の基礎となる基準給与年額の算定に会計年度任用職員制度の開始に伴い、地方自治法第203条の2第4項の規定による会計年度任用職員の期末手当を含むものとされたため、所要の改正を行うものでございます。

御審議のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） なお、この条例の改正については、地方自治法第243条の2第2項において、議会は議決をしようとするときは、あらかじめ監査委員の意見を聞くことと規定されており、事前に監査委員から意見を聞き、特段の意見がないことを回答いただいておりますことを申し添えます。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結します。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) これから、議案第38号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(川本英輔議員) 挙手全員です。

議案第38号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) 日程第7 議案第39号「坂町税条例の一部改正について」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長(吉田隆行君) 議案第39号「坂町税条例の一部改正について」御説明を申し上げます。

この議案は、地方税法等の一部を改正する法律等が令和2年3月31日及び4月30日に公布されたことに伴い、坂町税条例の一部を改正を致すものでございます。

改正の主な内容につきましては、町民税の非課税措置及び所得控除について、独り親を対象に追加する規定や、税の減免申請期限内に申請書を提出できないやむを得ない場合については、期限後の申請を認める規定の追加、環境性能割の臨時的軽減の適用期限を6か月延長する規定の整備、また、新型コロナウイルス感染症特例法に規定する指定行事の中止などによって生じた入場料金、参加料金などの払戻し請求をしなかった場合、寄附金控除の対象とすることができる規定を新設をするものなどございます。

その他の改正につきましては、地方税法等の改正に伴う条文の整備でございます。

御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長(川本英輔議員) これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」という者あり)



○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結します。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これから、議案第39号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第39号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第8 議案第40号「坂町国民健康保険税条例の一部改正について」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第40号「坂町国民健康保険税条例の一部改正について」御説明を申し上げます。

この議案は、令和2年4月7日に閣議決定された新型コロナウイルス感染症緊急経済対策において、感染症の影響により一定程度収入が下がった方々等に対して、国民健康保険等保険税の免除等を行うとされたことを踏まえ、坂町国民健康保険税条例の一部を改正を致すものでございます。

内容につきましては、国民健康保険税の減免申請期限内に申請書を提出できないやむを得ない場合については、期限後の申請を認めることに伴う改正でございます。

御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結します。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これから、議案第40号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第40号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第9 議案第41号「坂町介護保険条例の一部改正について」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第41号「坂町介護保険条例の一部改正について」御説明を申し上げます。

このたびの改正は、介護保険の1号保険料の低所得者軽減強化に伴い、第1段階から第3段階までの保険料を減額するものでございます。

改正の内容でございますが、第1段階から第3段階の介護保険料において、保険料基準額に対する割合が軽減されることに伴い、保険料年額の第1段階を2万6,887円から2万1,510円に、第2段階を4万4,812円から3万5,850円に、第3段階を5万1,982円から5万190円にそれぞれ減額をするものでございます。

その他につきましては、坂町税条例が改正することに伴い改正を致すものでございます。

御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） 今の第1段階からおのおの引下げがあるわけでございますけれども、2万6千円から2万1千円等々あります。これは何か国からの指針みたいな形のものでしょうか。どのような形で決まったのでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 増木保険健康課長。

○保険健康課長（増木梨江君） お答えいたします。

今回の改正につきましては、国から3月30日付で都道府県知事に通知がございまして、そこから市町に下りてきたものでございます。これは消費税が増税されることによって実施されておるものでございます。平成30年度から、これは段階的に実施をいたしておるものでございます。今年度につきましても、このような形で実施をさせていただくものでございます。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結します。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これから、議案第41号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第41号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第10 議案第42号「特別職の職員で常勤の者の給料の額の特例に関する条例の一部改正について」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第42号「特別職の職員で常勤のものの給料の額の特例に関する条例の一部改正について」御説明を申し上げます。

この改正は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、町民の皆様のあらゆる活動や町内事業者の方々の経済活動に多大なる影響が生じております。こうした状況の中、町民の皆様と一体となって新型コロナウイルス感染症対策に取り組むため、私を初め、常勤特別職職員の給料の減額を実施を致すものでございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありますか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結します。

続いて、討論に入ります。

討論はありますか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これから、議案第42号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第42号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩をいたします。

再開は11時とさせていただきます。

(休憩 午前10時48分)

(再開 午前11時00分)

○議長(川本英輔議員) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) 日程第11 議案第43号「令和2年度坂町一般会計補正予算(第3号)」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長(吉田隆行君) 議案第43号「令和2年度坂町一般会計補正予算(第3号)」について御説明を申し上げます。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症対策に要する案件等につきまして補正計上を行ったもので、既定の予算総額に5億6,924万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を82億6,828万9千円と致すものでございます。

5ページの債務負担行為は、漁業災害特別対策資金利子補給を計上いたし、地方債補正につきましては、急傾斜地防災事業債の限度額を変更致すものでございます。

それでは、歳入歳出予算につきまして御説明を申し上げます。

まず、11ページからの歳入で、国庫支出金、総務費国庫補助金では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金5,767万円を計上いたし、教育費国庫補助金では、公立学校情報機器整備事業3,321万円を計上いたしました。

12ページの繰入金では、大規模事業基金繰入金を計上いたし、町債、消防債では、急傾斜地崩壊対策事業を計上いたしました。

次に、歳出で、14ページの民生費、児童措置費では、子育て応援臨時支援金の給付に要する経費を計上いたしました。

15ページの衛生費、予防費では、町内全世帯にマスクを配布する経費を計上いたしました。

16ページの商工費、商工振興費では、広島県感染症拡大防止協力支援金及び中小企業等支援金を計上いたし、土木費、道路新設改良費では、社会資本道路整備事業を計上いたしました。

18ページの教育費、小学校費及び中学校費では、小中学校の児童生徒1人に1台の学習用端末を整備するための経費を計上いたしました。

19ページの公債費、元金では、災害復旧事業国庫補助金の補助率かさ上げなどに伴う町債の繰上償還に要する経費を計上いたしました。

その他のものにつきましては、付記説明のとおりでございます。

御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

中議員。

○10番（中 雅洋議員） まず、12ページの繰入金で基金を繰り入れとるんですが、財政調整基金、ちょっと確認したいんですが、一応、これだけの補正で、3億円、4億円くらいかね、二つの。一応、ちょっと確認なんですが、これを執行した後に、どれだけの基金がそれぞれ残るのか、まずお聞きします。

○議長（川本英輔議員） 車地企画財政課長。

○企画財政課長（車地孝幸君） お答えいたします。

このたびの補正で財政調整基金繰入金は2億5,500万円余りで、補正額の右側でございます今年度の予算といたしましては、5億3,246万9千円となっております。それを見込みまして、今年度、6月補正後の財政調整基金の額でございますけれども、12億7,337万円を見込んでおります。

また、このたび、大規模事業基金1億6,449万7千円を繰り入れるように予算計上させていただいております。これはGIGAスクール構想事業に充当させていただきたいと思っております。

その後、今年度末の大規模事業基金の残高の見込みが20億7,583万4千円を見込んでおります。その他の基金と合わせまして、今年度末の6月補正後でございますが、37億5,805万3千円を予定いたしております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 中議員。

○10番（中 雅洋議員） 基金のほうえっとありゃ使いんさいいうし、ちょっと使や、何に使うんかの思ったり、気になるところなんですが、これで年度末にはまたちょっと返ってくるような、入ってきて、繰り入れたりするんだろう思うんですが、その辺はどんな状況です。今、繰り入れしたけど、また基金に返す、収支のほうか、あっからからも返ってくるんだろう思うんですが、その辺の見通し。要は、これ、一時的なち

よっと立て替えみたいな形で国から入ったりするんがあるんじゃないかなと思うんですが、その辺の見通しというのは、基金に関して。今、37億円言いよったけど、最終的には、また40億円ちょっといくとか、その辺はどんなんでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 車地課長。

○企画財政課長（車地孝幸君） お答えいたします。

このたびの補正予算で公債費の繰上償還等を計上させていただきますけども、これは一旦国庫の補助金のかさ上げで、昨年度末、入金は既にしております。このたび、一般財源として1億8,600万円余り計上させていただきますけども、そのような国の国庫、先に令和元年度に入っているもの、これは9月のほうの決算でまた基金のほうに積み立てさせていただけるものと思っております。したがって、現在、合計で37億円余りとなっておりますけども、それはまた9月議会で、そのような新たな積み立て等予定しておりますので、この辺は増えてくるのではないかというふうに見込んでおります。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 中議員。

○10番（中 雅洋議員） ちょっともう一点、次の11ページ、ここに国庫補助金で地方創生臨時交付金、これ、国のほうで大幅にということで、1兆円だった、2兆円かね、増やすというのがあったんですが、結局、坂町にはどれぐらい回ってくるんかのいうのがちょっと気になっただけなんですが、今、ここで5,700万円余りと。まだあるよというような地方創生臨時交付金ですか。その辺をちょっとお聞きしたい。

○議長（川本英輔議員） 車地課長。

○企画財政課長（車地孝幸君） お答えいたします。

11ページの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、本町への第1次の限度額が5,767万円となっております。これは議員おっしゃりましたように、最初の国の1兆円分の1次分でございます。2次分があると国のほうからは報道がございます。また、2次分も額がまだ分かりませんが、2次分があるもとして把握しております。またこれとは別に追加の2兆円という報道もございますけども、これについてはまだちょっと全容が見えてないような状況ではございます。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

尾崎議員。

○1番（尾崎 光議員） 13ページの特別定額給付金事業なんですけども、現段階での坂町での支給率がどれくらいなんかいうのを教えていただきたいんですが。

○議長（川本英輔議員） 松谷税務住民課長。

○税務住民課長（松谷展裕君） お答えいたします。

本事業の基準日となりますのが令和2年4月27日時点での人口また世帯の数となっております。その4月27日時点での世帯数につきましては、5,816世帯でございます。そして、申請された件数でございますが、昨日までで5,123世帯でございます。率に直しますと、申請済みの世帯率は88.08%となっておりますのでございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 尾崎議員。

○1番（尾崎 光議員） 申請率が88.8%ということなんですけども、思ったよりも低いんじゃないか思うんですけども、その辺の要因としてはどうなんでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 中村総務部長。

○総務部長（中村政愛君） お答えいたします。

この給付金事業の申請書を発送したのが5月20日でございますので、それから受け付けを始めたので、まだ10日余りということでございます。その中でほぼ9割方来ていただいていると思っております。

また、郵送による申請につきましても、日に100通以上届いておる状況でございます。ですから、近い将来、ほぼ100になるというふうに思っておりますので、思ったより低いというか、遅いような進捗状況ではないと考えております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） 先ほどちょっと地方創生の臨時交付金、これは1兆円の分の坂町分が5,767万円ということで、こちらに国庫補助金として補正されているんですが、かいつまんで言えば、これは全て当然使うということで、たしか情報では四つか五つぐらいのものに全部振り当てられるわけですよ。もしその辺がまとめて答弁いただいたらええと思うんですが、何に振り分けられているかということです。



○議長（川本英輔議員） 車地課長。

○企画財政課長（車地孝幸君） お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、本町への交付限度額5,767万円をどの事業に充当しているかという御質問かと思えますけども、まず、このたびの補正予算で計上させていただいております広島県感染症拡大防止協力支援金、これ、県の事業の町負担分でございます。これが1,004万円、また、本町の独自事業でございます中小企業等の支援事業、これが1,400万円、また、5月1日の臨時議会で補正させていただいております避難場所、公共施設等への消毒液でありますとか、マスク等の購入の消耗品費400万円でございます。そちらに充当させていただきます。その残りの金額が2,963万円となるんですけども、これをGIGAスクール構想のほうに充当させていただいて、合計が5,767万円となります。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

中川議員。

○11番（中川ゆかり議員） 18ページの教育費なんですが、学校管理費の中の備品購入費、一般備品となっております108万1千円、これは何のために購入するのか、内訳をお知らせください。

○議長（川本英輔議員） 藤原学校教育課長。

○学校教育課長（藤原文代君） お答えいたします。

こちらは小屋浦小学校の給食に関わる冷蔵庫ではない温蔵庫の金額でございます。小屋浦小学校の給食が冷めないように、お昼まで保管しておくための保温庫のことでございます。こちらのほうが機能を果たさなくなりまして、買い替えとなりましたため、計上させていただきました。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 中川議員。

○11番（中川ゆかり議員） そのほかの何かはチェーンソーを買うとか、発電機を買うとかいうふうな記入がしてあるんですけども、その一般備品というふうな、もう少し分かりやすくこれから書いていただければいいと思います。

それともう一つ、教育振興費の中に小学校のほうも中学校のほうも旅費というのがあります。これはGIGAスクールの関係なのかどうなのか説明をしていただきたい

と思います。

○議長（川本英輔議員） 藤原課長。

○学校教育課長（藤原文代君） お答えいたします。

こちらの旅費に関しましては、GIGAスクールのもものではございません。こちらは年度初めの人事異動に関わりまして、介助員の交通費が発生することとなりましたので、不足分を計上させていただきました。

以上でございます。

失礼いたしました。通勤手当でございます。失礼いたしました。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） ちょっと17ページ、お願いしたいと思います。

戸別受信機の外部アンテナ設置手数料が77万円と計上されているんですが、一応これは何件分になるんですか、これは。

○議長（川本英輔議員） 窪野環境防災課長。

○環境防災課長（窪野 稔君） お答えいたします。

この戸別受信機アンテナの設置手数料なんですが、既に戸別受信機を持たれとって、電波が入りにくいところに外部アンテナをつけております。そういう方が転居なんかされたときのために、取り外して取り付ける費用20件分を計上させていただいております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） 現在、戸別受信機の伸びというんですか、目標に対する台数というのは、今、どういうふうな形になってますか。ちょっと確認します。

○議長（川本英輔議員） 窪野課長。

○環境防災課長（窪野 稔君） もう少しで2千件に戸別受信機が出ます。今、1,997ぐらいです。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） 結局、目標は何台でしたか。

○議長（川本英輔議員） 窪野課長。

○環境防災課長（窪野 稔君） お答えいたします。

購入したのは3千件買いました。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

奥村議員。

○5番（奥村富士雄議員） 学習用端末の予算を上げておられるんですけども、全児童生徒数で1,100人余りということで、多分、これは全国的にこういう構想が出てきて、発注が同時になったりする可能性があって、年度内に設置するというようなこととございますけども、そこら辺の見通しというのはどんなんでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 藤原学校教育課長。

○学校教育課長（藤原文代君） 学習端末に関しましてでございますが、今、様々な精査をしておりますけれども、様々な業者と話をする中で、7月までに申入れがあれば、何とか3月までには全ての台数をそろえることができるという業者が複数ございます。できるだけ早めに対応して、そろえてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結します。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これから、議案第43号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第43号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第12 発議第1号「議会議員の報酬の特例に関する条例の制定について」を議題にします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

瀧野議員。

○8番（瀧野純敏議員） 発議第1号「議会議員の報酬の特例に関する条例の制定について」御説明いたします。

新型コロナウイルス感染症により、経済活動の停滞や町民の生活への影響が深刻化する中、今後においても、地域経済の低迷が予想され、多くの町民、事業者の皆さんの不安が払拭されるには、事態の推移を含め、依然として不透明な状況であります。

このような状況下において、坂町議会の意思として、不安を抱く町民の方々に寄り添うことを念頭に置き、支援策の予算を確保する観点から、本年6月から11月までの6か月間、議員報酬を削減することとしたため、本条例を制定するものでございます。

以上、報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 本案の提出者は議員全員です。

質疑、討論を省略し、直ちに発議第1号を採決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

発議第1号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） お諮りします。

議事の都合により、本日の会議はこれまでとし、延会としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

よって、本日はこれをもって延会とします。

再開は、6月5日午前10時とします。

お疲れさまでした。

(延会 午前11時22分)